

## 消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

### 「荷受代行」「荷物転送」のアルバイトに気をつけて！

#### 【事例1】

3か月前、SNSで荷受代行アルバイトの募集を見つけ、メールで応募した。その募集をした人に指示された通り、運転免許証の画像をメールで送った。後日、携帯電話会社Aから荷物と書類が届いたが、それも指示通り、開封せずに指定された個人あての住所に転送した。

先月、携帯電話会社Aから請求書が届いた。自分は契約した覚えはないし、荷物と書類は既に転送済なので手元には何もない。また、アルバイト募集の相手についてはSNS上のハンドルネームしか知らず連絡が取れない。同じように他にもいくつかの荷物と書類を転送しているので、また別の請求書が来るのだろうか。

#### 【事例2】

3か月前、SNSで知り合った人から荷受代行の副業を紹介され、指示されるまま運転免許証などの画像を送り、後日、携帯電話会社から送られてきた荷物を転送した。

先日、携帯電話会社から料金未納の請求書が届いた。問い合わせると、私の名義でスマートフォンを契約し、料金は私名義のクレジットカード払いになっているが、滞納しているので利用停止しているとのこと。端末代金は払うようにと言われたが、私は契約していないし、そのクレジットカードは所有していない。支払わなくてはならないのだろうか。

「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトをするために、身分証明書の画像データを送ったところ、知らない間に自分名義で携帯電話が契約されていた」という相談が複数寄せられています。

自分名義で契約された携帯電話を解約するために解約金や端末代金を支払わなければならぬ状況になったり、クレジットカードを不正利用されていて携帯電話利用料や通信料を請求されたりする可能性もあります。また、不正に契約された携帯電話などが犯罪に使用される恐れもあります。このような被害を未然に防ぐためには次の点に注意が必要です。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ① こうした「荷受代行」「荷物転送」アルバイトは絶対にしないようにしましょう。
- ② 運転免許証や健康保険証、銀行等口座などの個人情報を安易に伝えないようにしましょう。

困ったときは、すぐにお住いの自治体の消費生活相談窓口に相談しましょう。

局番なしの188（いやや！）で、お近くの公的な相談窓口につながります。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

**<三芳町消費生活センター>**

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）